

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年4月2日
【会社名】	株式会社パイブドビット
【英訳名】	PIPED BITS Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 佐谷 宣昭
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂二丁目9番11号
【電話番号】	(03)5575-6601
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 大屋 重幸
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,700,000円 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 216,080,000円 (注) 1. 本募集は平成24年4月2日開催の当社取締役会決議に基づき、新株予約権を発行するためのものではありません。 2. 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

## 第1【募集要項】

## 1【新規発行新株予約権証券】

## (1)【募集の条件】

発行数	3,700個（新株予約権1個につき100株） （注）上記発行数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により割り当てる新株予約権の数が減少することがあります。
発行価額の総額	3,700,000円
発行価格	新株予約権1個につき1,000円（新株予約権の目的である株式1株当たり10円）
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	5個
申込期間	平成24年4月18日～平成24年4月24日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社パイプドビッツ 財務会計部 東京都港区赤坂二丁目9番11号
払込期日	平成24年5月7日
割当日	平成24年4月26日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 赤坂支店

（注）1．第7回新株予約権証券（以下、「本新株予約権」という。）は、平成24年4月2日開催の当社取締役会決議に基づき発行するものであります。

2．本新株予約権の申込は、申込期間内に申込取扱場所に所定の申込書を提出することにより行うものとします。

3．本新株予約権の募集は、当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員対して行うものであります。なお、下記対象となる者の人数は、平成24年4月2日時点での予定人数であり、減少することがあります。また、下記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがあります。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社または当社子会社の取締役、監査役及び従業員	177名	3,700個

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	370,000株 本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。 ただし、付与株式数は下記(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、新株予約権発行に係る取締役会決議日の前取引日である平成24年3月30日の東京証券取引所における普通取引の終値である546円に105%を乗じた金574円とする。 ただし、行使価額は下記(注)2.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	216,080,000円 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の対象株式数で除した額とする。 2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成26年6月1日から平成31年4月25日までとする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社パイブドピッツ 財務会計部 東京都港区赤坂二丁目9番11号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 赤坂支店
新株予約権の行使の条件	1. 本新株予約権は、平成25年2月期または平成26年2月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の損益計算書(連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書)における経常利益が下記( )乃至( )に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。ただし、行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てた数とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役にて定めるものとする。 ( ) 350百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の20%まで ( ) 500百万円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の50%まで ( ) 700百万円を超過した場合、全ての本新株予約権

	<p>2. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>3. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>4. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>5. 各本新株予約権1個未満の行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。</p> <p>2. 新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的となる株式の数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の行使時の払込金額」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p>

	<p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に準じて決定する。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

(注) 1. 付与株式数の調整

付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

2. 行使価額の調整

本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{割当株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

3. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座（社債、株式等の振替に関する法律第131条第3項に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、これを上記表中「新株予約権の行使期間」欄の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出し、かつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に行使価額を乗じた金額を現金にて上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社が指定する口座に振り込むものとします。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできません。

4. 本新株予約権の行使の効力発生時期

本新株予約権の行使の効力は、(1)行使請求に必要な書類が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に到着し、かつ(2)当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」の当社の指定する口座に入金された場合において、当該行使請求書にかかる新株予約権行使請求取次日に発生するものとします。

5. 本新株予約権証券の発行及び株券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券及び行使請求による株券を発行しない。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
216,080,000	3,150,000	212,930,000

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の払込金額の総額(3,700,000円)に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(〔行使価額総額〕円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は減少いたします。

(2) 【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を高めることにより、企業価値向上に資することを目的として付与するものであり、資金調達を目的としておりません。

また、新株予約権の行使の決定は新株予約権の割当てを受けた者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を資金計画に織り込むことは困難であります。従って、手取金は運転資金に充当する予定であります。具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成24年4月2日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の内容は当該「事業等のリスク」の変更及び追加箇所を記載したものであり、変更及び追加箇所については\_\_\_\_\_ 罰で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成24年4月2日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### 4 [事業等のリスク]

##### 事業環境悪化リスク

##### イ) 特定事業への依存によるリスク

当社は、従来から提供してきた主要事業である情報資産プラットフォーム事業の他、メディアE C事業及びE C運営事業の新規事業を加えた3つの事業を行なっております。現在のところ、当社の売上高及び利益は、情報資産プラットフォーム事業に多く依存しております。

当社は、特定事業に過度に依存している状態を好ましいと考えるはならず、社会・事業環境の変化等に対して柔軟で強い事業基盤を持つ必要を認識しております。したがって、新規事業としてスタートしたメディアE C事業及びE C運営事業については、早期に収益貢献を目指しつつ、加えて新たな当社の柱となる新規事業の創出・育成に積極的に取り組んでまいります。

しかしながら、新規事業のすべてが収益に貢献するとは限らず、また新規事業による収益貢献の効果が現れるより前に、現在の主要事業である情報資産プラットフォーム事業について不測の環境変化等が生じた場合は、当社の業績に影響を与える可能性があります。

##### ロ) 特定サービスへの依存によるリスク

当社は、主要事業である情報資産プラットフォーム事業の中でも、クラウドで提供する「スパイラル(R)」(以下、「当サービス」という。)が主力サービスであり、当事業年度における情報資産プラットフォーム事業の売上高のほとんどは、当サービス及び当サービスに附随するものであります。

当社は、当サービスが法人または個人事業者等に広く普及し、より多く活用されることが、事業規模拡大の基本的な前提条件であると考えており、引き続き当サービスの普及・拡大に積極的に取り組んでまいります。

一方、当サービスに連携又は関連する新規サービスの開発・提供等を通して、サービスの多様化と高付加価値化に取り組むにつ、当サービス単体への過度の依存を解消する取組を継続的に展開してまいります。

しかしながら、当社が予測しない技術革新、社会情勢の変化、経営判断の誤謬等によって、想定するように当サービスの普及が進まない、あるいは、新規サービスが利用されないなどにより、当社の業績が計画通りに進捗しない可能性があります。

##### ハ) 技術革新によるリスク

(省略)

##### ニ) 競合との競争激化によるリスク

当サービスの技術的な側面からみた参入障壁は、著しく高いものとは言えず、したがって、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社が参入し、類似サービスを提供する事業者の増加が予想されます。この場合、価格競争など市場競争が一層激化することが予想され、当社は、当サービス価格の引き下げを強いられる、または市場シェアが低下するなどにより、業績に悪影響を与える可能性があります。あるいは、全く新しい発想や技術を活用した競合サービスが登場し、かつそれが市場に支持されることにより、当サービスの相対的な優位性が低下した場合、当社の事業及び業績に悪影響を与える可能性があります。

##### ホ) 法令等改定によるリスク

(省略)



#### 業績悪化リスク

イ)～ロ)

(省略)

ハ)システム障害によるリスク

当社は、当サービスをクラウドで提供しているため、当サービスの提供だけでなく、システムの保守・運営・管理についても、インターネットの通信ネットワークに大きく依存しております。

(省略)

ニ)

(省略)

#### 投資失敗リスク

イ)新規顧客獲得に係る投資によるリスク

当社は、主に取引先候補を訪問して当サービスを案内、提案する直接販売方法を採用しております。

現在、当サービスを利用するクライアントの対象地域は、当社の本社がある首都圏及び大阪支店のある関西地区、並びに平成23年に開設した福岡支店のある九州地区となっております。

当社は、引続き首都圏、関西地区及び九州地区のクライアントを対象として顧客数の拡大をはかってゆきますが、それ以外の地域にも販売拠点等を展開することにより、顧客基盤を強化してゆく必要があると認識しております。

(省略)

ロ)～ハ)

(省略)

#### 信用不安リスク

(省略)

#### 株価形成リスク

(省略)

## 2. 臨時報告書の提出

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成24年4月2日）までの間において、平成23年9月1日付及び平成24年3月21日付で以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

a. 平成23年9月1日提出の臨時報告書

### 1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

### 2 報告内容

#### 主要株主の異動

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの ユナイテッドベンチャーズ株式会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

当該主要株主の所有議決権の数

異動前 - 個

異動後 2,500個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 13.25%

(3) 当該異動の年月日  
平成23年9月1日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額

315,581,500円

本報告書提出日現在の発行済株式総数

普通株式 18,870株

b. 平成24年3月21日提出の臨時報告書

1 提出理由

当社において特定子会社の異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

特定子会社の異動

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称 ペーパーレススタジオジャパン株式会社

住所 福岡県福岡市中央区赤坂1-5-2Able 赤坂3F-E

代表者の氏名 代表取締役 勝目 高行

資本金の額 3,750万円

事業の内容 建築プロジェクトプロデュース&マネジメント、B I Mコンサルタント

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る議決権の数

異動前 - 個

異動後 1,000個

総株主等の議決権に対する割合

異動前 - %

異動後 80%

(3) 当該異動の理由及び異動の年月日

異動の理由

ペーパーレススタジオジャパン株式会社は、建築プロジェクトプロデュースやマネジメント、B I M (Building Information Modeling) のコンサルタント業務を行っております。

当社とペーパーレススタジオジャパン株式会社、他2社は、B I Mの普及促進を目的に、B I M建築プロジェクト管理クラウドサービス「ArchiSymphony (アーキシンフォニー)」の開発と実現を目指す、4社合同プロジェクト「ArchiSymphony Project」を平成23年11月21日に発足いたしました。

この「ArchiSymphony Project」の実施において、ペーパーレススタジオジャパン株式会社が全体の推進及び統括を行うため、必要な資金について、当社が第三者割当増資を引受け、子会社となりました。これに伴い、ペーパーレススタジオジャパン株式会社の資本金の額が当社の資本金の額の100分の10に相当する額以上となり、当社の特定子会社に該当することとなりました。

異動の年月日

平成24年3月1日

### 3．資本金の増減

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1．株式等の状況」に記載の資本金は、有価証券報告書の提出日（平成23年5月31日）以降、本有価証券届出書の提出日（平成24年4月2日）までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成23年5月31日から 平成24年4月2日まで （注）	128,835	315,667	128,835	225,667

（注）1．第三者割当増資、第3回及び第4回新株予約権の行使により増加したものであります。

2．資本金及び資本準備金の増減額及び残高には、平成24年3月1日から平成24年4月2日までの新株予約権の行使により発行された株式による増加額は含めておりません。

### 4．最近の業績の概要について

平成24年4月2日開催の取締役会において決議された第12期（自平成23年3月1日至平成24年2月29日）に係る財務諸表は以下のとおりです。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査は終了しておりませんので、監査報告書は受領していません。

[次へ](#)

## 財務諸表

## (1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	946,539	1,045,491
売掛金	189,728	299,131
商品	-	651
仕掛品	666	1,047
前払費用	10,602	12,806
繰延税金資産	56,010	36,397
その他	873	17,160
貸倒引当金	5,493	5,124
流動資産合計	1,198,927	1,407,562
固定資産		
有形固定資産		
建物	62,283	42,333
減価償却累計額	57,931	9,172
建物（純額）	4,351	33,160
工具、器具及び備品	59,995	85,894
減価償却累計額	45,837	50,678
工具、器具及び備品（純額）	14,158	35,216
有形固定資産合計	18,510	68,376
無形固定資産		
のれん	9,966	69,966
商標権	1,649	2,489
ソフトウェア	40,626	71,775
ソフトウェア仮勘定	15,982	32,796
無形固定資産合計	68,225	177,027
投資その他の資産		
差入保証金	102,904	122,576
破産更生債権等	1,325	903
繰延税金資産	2,867	2,243
貸倒引当金	1,325	903
投資その他の資産合計	105,772	124,820
固定資産合計	192,508	370,225
資産合計	1,391,435	1,777,787

	前事業年度 (平成23年2月28日)	当事業年度 (平成24年2月29日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	-	31
未払金	41,341	105,171
未払費用	13,636	18,489
未払法人税等	76,462	13,774
未払消費税等	15,931	11,732
前受金	4,285	11,387
預り金	7,128	8,787
賞与引当金	54,387	63,463
本社移転費用引当金	25,293	-
その他	67	261
流動負債合計	238,534	233,098
負債合計	238,534	233,098
純資産の部		
株主資本		
資本金	186,831	315,667
資本剰余金		
資本準備金	96,831	225,667
資本剰余金合計	96,831	225,667
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金	4,286	-
繰越利益剰余金	859,562	1,003,382
利益剰余金合計	863,848	1,003,382
自己株式	-	27
株主資本合計	1,147,511	1,544,689
新株予約権	5,389	-
純資産合計	1,152,900	1,544,689
負債純資産合計	1,391,435	1,777,787

## (2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
売上高	1,327,779	1,788,646
売上原価	168,663	408,956
売上総利益	1,159,116	1,379,690
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	69,966	96,353
役員報酬	59,889	67,890
給料及び手当	353,125	419,904
賞与	38,315	41,531
賞与引当金繰入額	40,515	45,178
福利厚生費	78,950	99,875
採用費	20,429	11,759
減価償却費	9,524	18,919
賃借料	42,612	56,888
消耗品費	9,522	15,734
支払手数料	26,843	83,480
租税公課	7,798	9,241
貸倒引当金繰入額	2,718	2,935
研究開発費	1 83,329	1 92,792
その他	71,213	89,456
販売費及び一般管理費合計	914,756	1,151,941
営業利益	244,360	227,749
営業外収益		
受取利息	280	216
受取手数料	601	458
その他	115	146
営業外収益合計	997	821
営業外費用		
株式交付費	-	1,950
売上債権売却損	20	-
営業外費用合計	20	1,950
経常利益	245,337	226,620
特別利益		
新株予約権戻入益	7,228	5,389
本社移転引当金戻入益	-	3,228
特別利益合計	7,228	8,618
特別損失		
固定資産除却損	2 3,286	-
固定資産臨時償却費	3 35,169	-
本社移転費用引当金繰入額	25,293	-
特別損失合計	63,749	-
税引前当期純利益	188,816	235,238
法人税、住民税及び事業税	128,843	75,466
法人税等調整額	53,509	20,237
法人税等合計	75,333	95,704
当期純利益	113,482	139,534

## 製造原価明細書

区分	注記 番号	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)		当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	180,218	63.3	233,151	42.5
外注加工費		14,648	5.2	204,333	37.3
経費		89,665	31.5	110,717	20.2
当期総製造費用		284,531	100.0	548,202	100.0
期首仕掛品たな卸高	2	1,618		666	
合計		286,149		548,868	
期末仕掛品たな卸高		666		1,047	
他勘定振替高		116,820		143,969	
当期製品製造原価		168,663		403,851	

原価計算の方法

個別原価計算による実際原価計算

原価計算の方法

同左

(注) 1. 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
消耗品費(千円)	8,913	12,809
賃借料(千円)	9,607	14,632
維持管理費(千円)	38,557	40,298

2. 他勘定振替高の内訳は、次のとおりです。

項目	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
研究開発費(千円)	83,329	92,792
ソフトウェア(千円)	21,181	28,613
ソフトウェア仮勘定(千円)	12,310	22,563
合計(千円)	116,820	143,969

## (3) 株主資本等変動計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	186,831	186,831
当期変動額		
新株の発行	-	128,835
当期変動額合計	-	128,835
当期末残高	186,831	315,667
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	96,831	96,831
当期変動額		
新株の発行	-	128,835
当期変動額合計	-	128,835
当期末残高	96,831	225,667
利益剰余金		
その他利益剰余金		
プログラム等準備金		
前期末残高	10,584	4,286
当期変動額		
プログラム等準備金の取崩	6,298	4,286
当期変動額合計	6,298	4,286
当期末残高	4,286	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	739,781	859,562
当期変動額		
当期純利益	113,482	139,534
プログラム等準備金の取崩	6,298	4,286
当期変動額合計	119,780	143,820
当期末残高	859,562	1,003,382
利益剰余金合計		
前期末残高	750,366	863,848
当期変動額		
当期純利益	113,482	139,534
プログラム等準備金の取崩	-	-
当期変動額合計	113,482	139,534
当期末残高	863,848	1,003,382
自己株式		
前期末残高	-	-
当期変動額		
自己株式の取得	-	27
当期変動額合計	-	27
当期末残高	-	27



	前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
株主資本合計		
前期末残高	1,034,029	1,147,511
当期変動額		
新株の発行	-	257,671
当期純利益	113,482	139,534
自己株式の取得	-	27
当期変動額合計	113,482	397,177
当期末残高	1,147,511	1,544,689
新株予約権		
前期末残高	11,719	5,389
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,330	5,389
当期変動額合計	6,330	5,389
当期末残高	5,389	-
純資産合計		
前期末残高	1,045,748	1,152,900
当期変動額		
新株の発行	-	257,671
当期純利益	113,482	139,534
自己株式の取得	-	27
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	6,330	5,389
当期変動額合計	107,152	391,788
当期末残高	1,152,900	1,544,689

## (4) キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	188,816	235,238
減価償却費	27,497	50,054
貸倒引当金の増減額(は減少)	2,640	790
賞与引当金の増減額(は減少)	54,387	9,075
受取利息及び受取配当金	280	216
固定資産除却損	3,286	-
固定資産臨時償却費	35,169	-
本社移転費用引当金の増加額(は減少額)	25,293	25,293
売上債権の増減額(は増加)	22,401	109,403
たな卸資産の増減額(は増加)	952	1,033
仕入債務の増減額(は減少)	-	31
未払金の増減額(は減少額)	-	67,544
未払消費税等の増減額(は減少)	4,493	4,199
その他	48,101	2,605
小計	271,753	223,613
利息及び配当金の受取額	280	183
法人税等の支払額	106,685	138,576
営業活動によるキャッシュ・フロー	165,348	85,219
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	19,997	73,927
無形固定資産の取得による支出	36,103	65,738
敷金及び保証金の差入による支出	59,246	61,903
敷金及び保証金の回収による収入	77	41,460
事業譲受による支出	-	<sup>2</sup> 67,515
貸付けによる支出	-	15,000
投資活動によるキャッシュ・フロー	115,269	242,625
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
株式の発行による収入	-	256,212
自己株式の取得による支出	-	27
ストックオプションの行使による収入	-	171
財務活動によるキャッシュ・フロー	-	256,356
現金及び現金同等物に係る換算差額	-	-
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	50,079	98,951
現金及び現金同等物の期首残高	896,460	946,539
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 946,539	<sup>1</sup> 1,045,491

## (5) 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

## (6) 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。	商品及び仕掛品 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8～15年 工具器具備品 4～10年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(最長5年)における定額法によっております。また、のれんについては5年間の定額法によっております。 (3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3)リース資産 同左
3. 繰延資産の処理方法		株式交付費 発生時に全額費用処理しております。
4. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備えるため一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。 (2)賞与引当金 従業員に対する賞与支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (3)本社移転費用引当金 本社の移転に伴い発生する損失に備えるため、原状回復費用及びその他移転関連費用の見込額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同左 (2)賞与引当金 同左
5. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## (7)会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用 当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>なお、資産除去債務の負債計上及び対応する除去費用の資産計上に代えて、賃借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ771千円減少しております。また、当会計基準の適用開始により、投資その他の資産が771千円減少しております。</p>

## (8)表示方法の変更

前事業年度 (自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日)	当事業年度 (自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日)
	<p>(キャッシュ・フロー計算書) 未払金の増減額の表示方法 営業活動によるキャッシュ・フローの「未払金の増減額」は、前事業年度まで「その他」に含めて表示しておりましたが、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。</p> <p>なお、前事業年度の「その他」に含まれている「未払金の増減額」の金額は15,123千円であります。</p>



## 2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度 末残高 （千円）
		前事業 年度末	当事業年度 増加	当事業年度 減少	当事業年度 末	
ストック・オプションとして の新株予約権	-	-	-	-	-	5,389
合計		-	-	-	-	5,389

## 3．配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

## 1．発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末株式 数（株）	当事業年度増加株 式数（株）	当事業年度減少株 式数（株）	当事業年度末株式 数（株）
発行済株式				
普通株式	3,274,000	501,600	-	3,775,600
合計	3,274,000	501,600	-	3,775,600
自己株式				
普通株式	-	58	-	58
合計	-	58	-	58

- （注）1．普通株式の発行済株式の増加、501,600株は、第三者割当増資による新株の発行500,000株及び新株予約権の行使による新株の発行1,600株によるものであります。
- 2．普通株式の自己株式の増加、58株は、単元未満株式の買取請求による取得による増加であります。
- 3．当社は、平成24年1月1日付で1株につき200株の株式分割を行っており、前事業年度末の株式数は当該株式分割が前事業年度末に行われたと仮定した場合における株式数を記載しております。

## 2．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 3．配当に関する事項

該当事項はありません。

## （キャッシュ・フロー計算書関係）

前事業年度 （自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）	当事業年度 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）
1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成23年2月28日現在） （千円）	1．現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 （平成24年2月29日現在） （千円）
現金及び預金勘定 946,539	現金及び預金勘定 1,045,491
現金及び現金同等物 946,539	現金及び現金同等物 1,045,491
	2．事業譲受により増加した資産及び負債の主な内訳 株式会社Gras及びビジネスオンライン株式会社 より譲受けた資産及び負債の内訳並びに事業譲受 価額と事業譲受による支出との関係は次のとおり であります。
	（千円）
	のれん 72,000
	流動負債 4,484
	差引：事業譲受けによる支出 67,515

（リース取引関係）

前事業年度 （自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）	当事業年度 （自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）
リース取引については、いずれも事業内容に照らして重要性が乏しく、また、リース契約1件当たりの金額が少額なため、記載を省略しております。	同左

（金融商品関係）

前事業年度（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

金融商品に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

金融商品に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きくないと考えられるため開示を省略しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成23年2月28日）

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（平成24年2月29日）

当社は、有価証券を所有しておりませんので、該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

当社は、退職金制度を採用していないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自平成22年3月1日至平成23年2月28日)

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名  
販売費及び一般管理費 898千円
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 7,228千円

3. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名	当社取締役 2名 当社従業員 15名
ストック・オプション数 (注)1	普通株式 174株	普通株式 112株	普通株式 64株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日	平成19年6月15日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3
対象勤務期間	自平成17年5月30日 至平成21年5月29日	自平成18年5月29日 至平成22年5月28日	自平成19年6月15日 至平成21年6月14日
権利行使期間	自平成21年5月30日 至平成26年5月29日	自平成22年5月29日 至平成27年5月28日	自平成21年6月15日 至平成22年6月14日

	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名
ストック・オプション数 (注)1	普通株式 50株
付与日	平成20年7月1日
権利確定条件	(注)3
対象勤務期間	自平成20年7月1日 至平成22年6月30日
権利行使期間	自平成22年7月1日 至平成23年6月30日

(注)1. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション数及び平成18年ストック・オプション数は分割後の数値によっております。

2. (1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、
  - (2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。
  - (3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。
  - (4)その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。
3. (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。
  - (2)本新株予約権の一部行使を行うことはできません。
  - (3)新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができません。
  - (4)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができません。



(5)その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによります。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前事業年度末	-	32	-	50
付与	-	-	-	-
分割	-	-	-	-
失効	-	2	-	-
権利確定	-	30	-	50
未確定残	-	-	-	-
権利確定後 (株)				
前事業年度末	52	-	33	-
権利確定	-	30	-	50
権利行使	-	-	-	-
失効	10	-	33	-
未行使残	42	30	-	50

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成19年 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	13,500	24,000	361,566
行使時平均株価 (円)	-	-	-
公正な評価単価(付与日) (円)	-	-	219,043

	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	198,048
行使時平均株価 (円)	-
公正な評価単価(付与日) (円)	107,792

(注)平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割を行ったことに伴い平成17年ストック・オプション及び平成18年ストック・オプションの権利行使価格は分割後の数値によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 3,300千円

当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

1. 当事業年度における費用計上額及び科目名  
該当事項はありません。
2. 権利不行使による失効により利益として計上した金額  
新株予約権戻入益 5,389千円

3. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 1名 当社従業員 29名	当社取締役 2名 当社従業員 32名	当社取締役 3名
ストック・オプション数 (注)1	普通株式 34,800株	普通株式 22,400株	普通株式 10,000株
付与日	平成17年5月30日	平成18年5月29日	平成20年7月1日
権利確定条件	(注)2	(注)2	(注)3
対象勤務期間	自 平成17年5月30日 至 平成21年5月29日	自 平成18年5月29日 至 平成22年5月28日	自 平成20年7月1日 至 平成22年6月30日
権利行使期間	自 平成21年5月30日 至 平成26年5月29日	自 平成22年5月29日 至 平成27年5月28日	自 平成22年7月1日 至 平成23年6月30日

(注)1. 平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割及び平成24年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプション数は分割後の数値によっております。

2. (1)新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社、当社の連結子会社、当社の親会社又は当社の親会社の連結子会社の取締役、監査役、執行役又は従業員の地位を保有している場合に限り、

(2)新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができません。

(3)新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を要します。

(4)その他の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

3. (1)新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要します。但し、特別な理由のある場合はこの限りではありません。

(2)本新株予約権の一部行使を行うことはできません。

(3)新株予約権者が法令または当社の諸規則に違反した場合は、新株予約権者は本新株予約権を行使することができません。

(4)新株予約権者が本新株予約権を放棄した場合には、本新株予約権を行使することができません。

(5)その他の行使の条件は、株主総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当に関する契約に定めるところによります。

(2)ストック・オプションの規模及びその変動状況  
ストック・オプションの数

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利確定前 (株)			
前事業年度末	-	-	-
付与	-	-	-
分割	-	-	-
失効	-	-	-
権利確定	-	-	-
未確定残	-	-	-
権利確定後 (株)			
前事業年度末	8,400	6,000	10,000
権利確定	-	-	-
権利行使	400	1,200	-
失効	-	-	10,000
未行使残	8,000	4,800	-

(注)平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割及び平成24年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行ったことに伴いストック・オプションの数は分割後の数値によっております。

単価情報

	平成17年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション	平成20年 ストック・オプション
権利行使価格 (円)	68	120	991
行使時平均株価 (円)	515	496	-
公正な評価単価 (付与日) (円)	-	-	539

(注)平成18年7月1日付で株式1株につき2株の株式分割及び平成24年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を行ったことに伴い分割後の数値によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の見積は困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 事業年度末日におけるストック・オプションの本源的価値の合計額 1,728千円

## （税効果会計関係）

前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)																																								
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">6,090千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税否認</td><td style="text-align: right;">862千円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料否認</td><td style="text-align: right;">3,030千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">2,504千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">2,598千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">22,130千円</td></tr> <tr><td>本社移転費用引当金否認</td><td style="text-align: right;">10,291千円</td></tr> <tr><td>臨時償却費否認</td><td style="text-align: right;">14,310千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="text-align: right;">61,819千円</td></tr> </table> <p>(繰延税金負債)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>プログラム等準備金</td><td style="text-align: right;">2,940千円</td></tr> <tr><td>繰延税金負債計</td><td style="text-align: right;">2,940千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産（負債）の純額</td><td style="text-align: right;">58,878千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。</p>	未払事業税否認	6,090千円	未払事業所税否認	862千円	未払社会保険料否認	3,030千円	貸倒引当金繰入超過額	2,504千円	減価償却費超過額	2,598千円	賞与引当金否認	22,130千円	本社移転費用引当金否認	10,291千円	臨時償却費否認	14,310千円	繰延税金資産計	61,819千円	プログラム等準備金	2,940千円	繰延税金負債計	2,940千円	繰延税金資産（負債）の純額	58,878千円	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(繰延税金資産)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>未払事業税否認</td><td style="text-align: right;">1,865千円</td></tr> <tr><td>未払事業所税否認</td><td style="text-align: right;">1,121千円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料否認</td><td style="text-align: right;">3,589千円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4,100千円</td></tr> <tr><td>減価償却費超過額</td><td style="text-align: right;">2,082千円</td></tr> <tr><td>賞与引当金否認</td><td style="text-align: right;">25,823千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">57千円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産計</td><td style="text-align: right;">38,641千円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の修正</p> <p>平成23年12月2日「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が公布され、平成24年4月1日以降開始する事業年度より法人税率が変更されることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用される法定実効税率は、一時差異等に係る解消時期に応じて以下のとおりとなります。</p> <p style="margin-left: 20px;">平成25年2月28日まで 40.69%</p> <p style="margin-left: 20px;">平成28年2月29日まで 38.01%</p> <p style="margin-left: 20px;">平成28年3月1日以降 35.64%</p> <p>なお、この税率変更による影響は軽微であります。</p>	未払事業税否認	1,865千円	未払事業所税否認	1,121千円	未払社会保険料否認	3,589千円	貸倒引当金繰入超過額	4,100千円	減価償却費超過額	2,082千円	賞与引当金否認	25,823千円	その他	57千円	繰延税金資産計	38,641千円
未払事業税否認	6,090千円																																								
未払事業所税否認	862千円																																								
未払社会保険料否認	3,030千円																																								
貸倒引当金繰入超過額	2,504千円																																								
減価償却費超過額	2,598千円																																								
賞与引当金否認	22,130千円																																								
本社移転費用引当金否認	10,291千円																																								
臨時償却費否認	14,310千円																																								
繰延税金資産計	61,819千円																																								
プログラム等準備金	2,940千円																																								
繰延税金負債計	2,940千円																																								
繰延税金資産（負債）の純額	58,878千円																																								
未払事業税否認	1,865千円																																								
未払事業所税否認	1,121千円																																								
未払社会保険料否認	3,589千円																																								
貸倒引当金繰入超過額	4,100千円																																								
減価償却費超過額	2,082千円																																								
賞与引当金否認	25,823千円																																								
その他	57千円																																								
繰延税金資産計	38,641千円																																								

## （持分法損益等）

前事業年度（自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）

当社は、関連会社を有していないため、該当事項はありません。

## （資産除去債務関係）

当事業年度（自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）

資産除去債務に関する注記事項については、決算短信における開示の必要性が大きいと考えられるため開示を省略しております。

## （セグメント情報等）

a. セグメント情報

当事業年度（自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は内部管理上採用している区分により、「情報資産プラットフォーム事業」、「メディアEC事業」、「EC運営事業」の3つを報告セグメントとしております。

「情報資産プラットフォーム事業」は、クライアントの保有する情報資産を安全に管理・保管するだけでなく、マーケティング活動等に有効活用できる情報資産プラットフォームをクラウドで提供しております。

「メディアEC事業」は、クライアントのサービス認知度の向上、Webサイトへの集客、ブランド力向上等のマーケティング支援としてインターネット広告販売等を行っております。

「EC運営事業」は、アパレル・ファッションに特化したECサイトの運営受託、企画、制作等を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。なお報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日）

（単位：千円）

	報告セグメント				調整額 (注)	損益計算書 計上額 (注)
	情報資産 プラット フォーム 事業	メディアEC 事業	EC運営事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,316,708	11,071	-	1,327,779	-	1,327,779
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,316,708	11,071	-	1,327,779	-	1,327,779
セグメント利益又は セグメント損失( )	255,686	11,325	-	244,360	-	244,360
セグメント資産	267,217	9,246	-	276,464	1,114,971	1,391,435
その他の項目						
減価償却費	27,178	319	-	27,497	-	27,497
有形固定資産及 び無形固定資産の 増加額	58,652	367	-	59,019	-	59,019

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の合計額は損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産1,114,971千円となっております。

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

(単位:千円)

	報告セグメント				調整額 (注)	損益計算書 計上額 (注)
	情報資産 プラットフォーム 事業	メディアEC 事業	EC運営事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	1,495,406	222,513	70,726	1,788,646	-	1,788,646
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-
計	1,495,406	222,513	70,726	1,788,646	-	1,788,646
セグメント利益又は セグメント損失( )	324,636	39,649	57,237	227,749	-	227,749
セグメント資産	425,539	93,144	25,851	544,536	1,233,251	1,777,787
その他の項目						
減価償却費	44,108	853	5,092	50,054	-	50,054
有形固定資産及 び無形固定資産の 増加額	176,790	4,137	27,486	208,414	-	208,414

(注) 1. セグメント利益又はセグメント損失の合計額は損益計算書の営業利益と一致しております。

2. セグメント資産の調整額は、各セグメントに配分していない全社資産1,233,251千円となっております。

## b. 関連情報

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

## 1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の記載をしているため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所有している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

## c. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当事業年度(自平成23年3月1日至平成24年2月29日)

該当事項はありません。

d．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報  
当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）

（単位：千円）

	情報資産 プラットフォーム 事業	メディアEC事業	EC運営事業	合計
当期償却額	7,600	-	4,400	12,000
当期末残高	52,366	-	17,600	69,966

e．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報  
当事業年度（自 平成23年3月1日 至 平成24年2月29日）  
該当事項はありません。

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

[次へ](#)



（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度 （自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日）		当事業年度 （自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日）	
1株当たり純資産額	70,098.43円	1株当たり純資産額	409.13円
1株当たり当期純利益金額	6,932.33円	1株当たり当期純利益金額	39.60円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	6,907.43円	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	39.48円
		平成24年1月1日付で株式1株につき200株の株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益金額は株式分割が期首に行われたものとして計算しております。当該株式が前期首に行われたものと仮定した場合の前事業年度の1株当たり情報については以下の通りであります。	
		1株当たり純資産額	350.49円
		1株当たり当期純利益金額	34.66円
		潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	34.54円

（注）1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度末 （平成23年 2月28日）	当事業年度末 （平成24年 2月29日）
純資産の部の合計額（千円）	1,152,900	1,544,689
純資産の部の合計額から控除する金額 （千円）	5,389	-
（うち新株予約権）	(5,389)	(-)
普通株式に係る期末の純資産額（千円）	1,147,511	1,544,689
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数（株）	16,370	3,775,542

(注) 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自平成22年3月1日 至平成23年2月28日)	当事業年度 (自平成23年3月1日 至平成24年2月29日)
1株当たり当期純利益		
当期純利益 (千円)	113,482	139,534
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る当期純利益(千円)	113,482	139,534
期中平均株式数 (株)	16,370	3,523,262
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額 (千円)		
普通株式増加数 (株)	59	11,463
(うち新株予約権)	(59)	(11,463)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	(新株予約権) 株主総会決議 平成20年5月29日 (新株予約権 50個)	-

## （重要な後発事象）

前事業年度 (自 平成22年 3月 1日 至 平成23年 2月28日)	当事業年度 (自 平成23年 3月 1日 至 平成24年 2月29日)
<p>平成23年 2月14日開催の取締役会の決議に基づき同日付で事業譲渡契約を締結し、平成23年 3月 1日をもって、株式会社Grasの一部事業であるアパレルウェブソリューション事業を譲受けました。</p> <p>1. 事業譲受の目的 株式会社Grasは、アパレルEC運営アウトソースサービス実績、アパレルEC商品販売実績・ノウハウ、企画・クリエイティブ力をもっており、当社が強みとする開発力、インフラ管理能力、「スパイラルEC(R)」の販売・運営力等との相乗効果が見込めることから当事業を譲受けることを決定いたしました。</p> <p>2. 譲受ける相手会社の名称等 名称：株式会社Gras 所在地：東京都世田谷区三軒茶屋二丁目36番1号 代表者：代表取締役 西田 竜司 資本金：10,000千円</p> <p>3. 譲受ける事業の内容 アパレルウェブソリューション事業</p> <p>4. 譲受価額及び決済方法 譲受価額は22,000千円であり、決済方法は現金であります。</p> <p>5. 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 (1)のれん 譲受価額 22,000千円 (2)発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。 (3)償却方法及び償却期間 のれんについては、5年間の定額法によっております。</p> <p>6. 事業譲受日に譲り受けた資産の価格 固定資産(のれん) 22,000千円</p>	<p>(株式取得による子会社化)</p> <p>平成23年12月28日開催の取締役会の決議に基づき平成24年2月29日付で株式総数引受契約を締結し、平成24年 3月 1日にペーパレススタジオジャパン株式会社の株式を取得し、同社を子会社化しました。</p> <p>1. 株式取得の目的 情報資産プラットフォームのさらなる拡充や、プラットフォーム上で展開される新たなビジネスや付加価値の創出、収益基盤の強化と企業価値の向上も期待できるため同社の株式を取得することを決定いたしました。</p> <p>2. 取得した子会社の概要 名称：ペーパレススタジオジャパン株式会社 所在地：福岡県福岡市中央区赤坂1-5-2Able 赤坂3F-E 代表者：代表取締役 勝目高行 事業内容：建築プロジェクトプロデュース&amp;マネジメント、BIMコンサルタント 資本金：12,500千円</p> <p>3. 株式の取得時期 平成24年 3月 1日</p> <p>4. 取得株式数、取得価額及び取得後の持ち分比率 取得株式数 1,000株 取得価額 50,000千円 取得後の持ち分比率 80.0%</p> <p>5. 資金調達の方法 自己資金 (事業譲受) 平成23年12月28日開催の取締役会の決議に基づき平成24年 2月29日付で事業譲渡契約を締結し、平成24年 3月 1日をもって、株式会社サムライブプロジェクトの一部事業である美容師名鑑プロジェクト事業を譲受けました。</p> <p>1. 事業譲受の目的 「美容師名鑑プロジェクト」はヘアビューティーに特化した複合メディアで、当社の情報資産プラットフォームが持つ多くの機能を組み合わせることで、美容師にとって魅力的なサービスを提供し、コンシューマーへの訴求力を高め、且つ、独自性のあるメディアとして展開してゆくことを企図して当事業を譲受けることを決定いたしました。</p> <p>2. 譲受ける相手会社の名称等 名称：株式会社サムライブプロジェクト 所在地：東京都渋谷区千駄ヶ谷3-8-11 代表者：代表取締役 石渡 武臣 資本金：2,600千円</p> <p>3. 譲受ける事業の内容 美容師名鑑プロジェクト事業</p> <p>4. 譲受価額及び決済方法 譲受価額は22,000千円であり、決済方法は現金であります。</p> <p>5. 発生したのれんまたは負ののれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間 (1)のれん 譲受価額 22,000千円 (2)発生原因 今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。 (3)償却方法及び償却期間 のれんについては、5年間の定額法によっております。</p> <p>6. 事業譲受日に譲り受けた資産の価格 固定資産(のれん) 22,000千円</p>

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第11期)	自 平成22年3月1日 至 平成23年2月28日	平成23年5月31日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第12期第3四半期)	自 平成23年9月1日 至 平成23年11月30日	平成24年1月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年 1月12日

株式会社パイブドビッツ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡邊 宣昭 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 俊哉 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の第3四半期会計期間（平成22年9月1日から平成22年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成22年3月1日から平成22年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成22年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年5月28日

株式会社パイプドビッツ  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 杉山 正樹 印  
業務執行社員

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイプドビッツの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第10期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイプドビッツの平成22年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイプドビッツの平成22年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社パイプドビッツが平成22年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年 1月13日

株式会社パイブドビッツ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成23年3月1日から平成24年2月29日までの第12期事業年度の第3四半期会計期間（平成23年9月1日から平成23年11月30日まで）及び第3四半期累計期間（平成23年3月1日から平成23年11月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年11月30日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期会計期間及び第3四半期累計期間の経営成績並びに第3四半期累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成23年12月28日開催の取締役会において、パーパレススタジオジャパン株式会社の第三者割当増資引受けに関する基本合意書を締結し、子会社化することを決議している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 
- （注）1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2．四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。



独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年5月30日

株式会社パイブドビッツ  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 渡邊 宣昭 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 俊哉 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 杉山 正樹 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パイブドビッツの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パイブドビッツの平成23年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

<内部統制監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社パイブドビッツの平成23年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社パイブドビッツが平成23年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。